広 島 県 の 最 低 賃 金

広島県最低賃金

時間額 1,141 円

（令和8年 10 月 11 日発効）



○ 広島県最低賃金は、広島県内で働く**すべての労働者**に適用されます。
年齢・性別・雇用形態（臨時・パート・アルバイト等）を問いません。
なお、下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、当該「**広島県特定（産業別）最低賃金**」が適用されます。
ただし、
⑴ 年齢 18 歳未満又は 65 歳以上の者
⑵ 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
⑶ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
には、「広島県最低賃金」が適用されます。

○ 派遣就労中の労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。

○ 最低賃金に算入しない賃金
⑴ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
⑵ 時間外、休日及び深夜の割増賃金
⑶ 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県特定（産業別）最低賃金 （業種名は日本標準産業分類（令和５年７月改定）による）	時間額	発効年月日
広島県**製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業**最低賃金 ※高炉によらない製鉄業等を除く	**1,179 円**	令和 **7.12.31**

下記の特定(産業別)最低賃金は、今回改正された広島県最低賃金を下回るため、令和8年 10 月 11 日から広島県最低賃金時間額 1,141 円 が適用されます。

広島県特定（産業別）最低賃金（業種名は日本標準産業分類（令和５年７月改定）による）	
広島県**建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業** 最低賃金　※製缶板金業を含む	広島県**船舶製造・修理業、舶用機関製造業**最低賃金
広島県**はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業**最低賃金　※建設用ショベルトラック製造業を除く	広島県**自動車小売業**最低賃金 ※二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く
広島県**電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業**最低賃金 ※民生用電気機械器具製造業等を除く	広島県**各種商品小売業**最低賃金 ※衣,食,住にわたる商品を小売するもので、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所（百貨店、総合スーパー等）
広島県**自動車・同附属品製造業**最低賃金	

★ **賃金引き上げの各種支援策**

「広島労働局　賃金引き上げ特設ページ」をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/tinnagesienn.html

最低賃金に関するお問い合わせは広島労働局賃金室、最寄りの労働基準監督署までお願いします。

広島労働局賃金室	TEL 082-221-9244	広島中央労働基準監督署	TEL 082-221-2460	呉労働基準監督署	TEL 0823-22-0005
福山労働基準監督署	TEL 084-923-0005	三原労働基準監督署	TEL 0848-63-3939	尾道労働基準監督署	TEL 0848-22-4158
三次労働基準監督署	TEL 0824-62-2104	広島北労働基準監督署	TEL 082-812-2115	廿日市労働基準監督署	TEL 0829-32-1155

広島労働局

（R8.9）

確認OK? 最低賃金



最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

広島県 最低賃金

令和8年
10月11日から
時間額

1,141円

前年比 56UP円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

計算方法は裏面をチェック!

時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の
都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

B 日給の方

日給 ＿＿＿＿円 ÷ 1日の平均所定労働時間 ＿＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

C 月給の方

月給 ＿＿＿＿円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ＿＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

❶ 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索

支給の主な要件

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
審査
2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
審査
4 支給

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは広島労働局または最寄りの労働基準監督署へ
広島労働局 検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ 検索

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R8.9）